

(証券コード 3209)
平成29年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

カネヨウ株式会社

代表取締役社長 川島 正博

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成29年6月28日(水曜日)午前10時
- 場 所 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
大阪御堂筋ビル貸会議室地下4階 M2会場
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾記載の「会場のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
- 会議の目的事項

報告事項	第85期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役4名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kaneyo-net.co.jp/soukai.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。

株主の皆様へ平等に対応させて頂くことを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、昨年7月に株式時価総額が10億円を下回り、東京証券取引所の2部上場基準に抵触致しました。そのため、事業計画改善書を提出した上で、9ヶ月の猶予期間中に時価総額が戻らない場合、上場廃止という危機に至りました。

しかしながら業績が順調に推移したこともあり、昨年11月末日には時価総額が基準値である10億円を満たして、東京証券取引所2部上場を維持できました。

また、本年1月下旬には臨時株主総会を開催し、出来るだけ早く配当できる体制にすべく、準備金の取り崩しを行い、ホームページ掲載の中期3ヶ年計画の説明も詳細に行うことで、株主や投資家の皆様のご理解を得られるよう努めてまいりました。

その結果、株価は上場基準をクリアする安定水準で推移いたしました。

当期は上述のごとく多くの苦勞をした年ではありますが、社員一丸となって業績の向上に励み、身の丈に合った、役割のはっきりとした取引に傾注した結果、売上高は減少しましたが、売上総利益率を上げて大幅増益を達成し、累積損失も解消でき、復配を見通せる財務内容に近づくことが出来ました。

以上の結果、売上高は88億90百万円（前年同期比7.4%減）、営業利益は1億60百万円（同262.0%増）、経常利益は1億26百万円（前年同期は11百万円の経常利益）、当期純利益は1億44百万円（前年同期は10百万円の当期純利益）となりました。

当社といたしましては、早期に復配を実現させるべく努力致しておりますが、配当の継続性の観点からすると、未だ剰余金の蓄積が十分ではないと考えております。

従いまして、期末配当につきましては見送りとさせて頂きたく、株主の皆様におかれましては、ご理解とご了承を賜りますよう、お願い申し上げます。

また従来どおり、リスク管理の一環として商品管理、与信管理、コンプライアンス管理を徹底いたします。同時に財務報告に係る内部統制の整備・充実を通して、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(2) セグメント別売上高の状況

	第84期		第85期(当期)	
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)
寝装用原料	3,545	36.92	3,557	40.01
寝装製品	1,676	17.46	1,438	16.18
リビング・インテリア用品	1,463	15.23	1,492	16.79
生地反物等繊維製品	1,611	16.78	1,387	15.61
生活関連用品	1,298	13.52	1,013	11.40
その他	9	0.09	1	0.01
計	9,604	100.00	8,890	100.00

セグメント別の状況は次のとおりであります。

〈寝装用原料〉

羽毛原料は、ヨーロッパ産オリジナル原料を中心に優良取引先との取引拡大で、売上、利益とも伸長することができました。

引き続き、優良取引先との取組みを深め、ブルガリア産「トラキアダウン」、ポーランド産「コウダグース」などのオリジナル原料の販売強化を図り、収益確保に努めてまいります。

羊毛原料は、価格高騰の影響で取扱いが減少し、売上を伸ばすことができませんでした。

合繊原料は、車両部材、建築用資材の販売が堅調で、利益を確保することができました。

その結果、当セグメントの売上高は35億57百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益は1億98百万円（同61.7%増）となりました。

引き続き優良取引先との取組みを深め、オリジナル原料の販売強化を図り、収益確保に努めてまいります。

〈寝装製品〉

寝具寝装品は全般的に伸び悩み、羽毛ふとんも高額品の出荷が低迷しました。敷きふとんも不振で敷きふとん向け資材も苦戦しました。その中でムートン関連商品は大手寝装問屋を中心に伸びをみせ、ガーゼケットも健闘しました。テレビショッピング向け輸入製品やホテル向け商品は堅調に推移しました。

利益率の低い取引からの撤退もあり、売上は減少しましたが、全体としては利益率の向上により、利益を伸ばすことができました。

その結果、当セグメントの売上高は14億38百万円（前年同期比14.2%減）、営業利益は75百万円（同21.6%増）となりました。

引き続き、大手優良会社への拡販に努め、新規販路開拓とともに商品開発に注力してまいります。

〈リビング・インテリア用品〉

主力客先である紙面通信販売は苦戦が続きましたが、ネット通信販売向けやテレビショッピング向けの販売を伸ばすことができました。インテリア問屋向けの輸入取引も大きく伸長させることができ、全体的には売上を伸ばすことができました。円高も利益を伸ばす要素となり、また在庫削減にも注力し、利益を伸ばすことができました。

その結果、当セグメントの売上高は14億92百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益は81百万円（同146.1%増）となりました。

引き続き、大手優良取引先、ネット通信販売及びインテリア問屋への拡販に努めるとともに、効率的な販売を目指します。

〈生地反物等繊維製品〉

ニット素材は、天然繊維や機能素材の拡販に努めましたが、消費マインドの低迷で、売上を伸ばすことができませんでした。

大手アパレル会社への製品販売は、消費者の節約志向の厳しい環境の中、前期並みの利益を確保することができました。

その結果、当セグメントの売上高は13億87百万円（前年同期比13.9%減）、営業利益は54百万円（同4.3%増）となりました。

引き続き、当社発信のトレンドにあった素材と製品開発に注力し、売上と利益の伸長を目指します。

〈生活関連用品〉

農業資材は堅調に推移しましたが、輸送用の梱包、保冷資材関連の業界は同業他社との競争が激しく、売上・利益を伸ばすことができませんでした。

健康食品、生活雑貨は市況の低迷で苦戦を強いられました。

その結果、当セグメントの売上高は10億13百万円（前年同期比22.0%減）、営業利益は25百万円（同19.5%減）となりました。

引き続き、防草シート・防虫ネット等の農業資材と融雪資材や吸音資材の拡販に注力し、売上と利益の伸長を目指します。

(3) 資金調達および設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第82期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第83期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第84期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第85期(当期) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売上高(百万円)	10,886	9,568	9,604	8,890
経常利益(百万円)	42	11	11	126
当期純利益(百万円)	106	41	10	144
1株当たり当期純利益(円)	7.57	2.94	0.75	10.28
総資産(百万円)	5,602	5,073	4,981	4,571
純資産(百万円)	1,033	1,074	1,042	1,203

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社をとりまく事業環境は、国内経済が緩やかな回復基調にあるものの、不安定な海外情勢により先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような事業環境下、当社におきましては強固で持続可能な収益基盤を構築することが対処すべき課題であります。また、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画（3ヶ年）により、営業および財務の抜本的改革の断行による安定収益基盤と健全な財務体質の構築を図る一方、リスク管理の一環として商品管理・与信管理・コンプライアンス管理を強化・徹底いたします。同時に財務報告に係る内部統制の整備・充実を通して、強固なコーポレート・ガバナンスの構築に努めてまいります。

株主の皆様にはなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

羽毛原料、羊毛原料、合繊原料の販売

寝具の素材および製品の販売

ムートン製品、カーペットの販売

各種紡績糸、織物、ニット地等のアパレル素材および製品の販売

(7) 主要な営業所

本社（大阪市中央区）

東京営業所（東京都中央区）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 名	2名減	47.0 歳	18.0 年

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	250 百万円
株式会社あおぞら銀行	250
株式会社三井住友銀行	200

(10) その他会社に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,066,208株
- (3) 株主数 1,898名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
兼松株式会社	4,324,619 株	30.82 %
日本証券金融株式会社	709,000	5.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	490,662	3.49
三井住友海上火災保険株式会社	422,000	3.00
東京海上日動火災保険株式会社	421,986	3.00
松井証券株式会社	365,000	2.60
カネヨウ取引先持株会	329,000	2.34
株式会社オ一ノ	310,000	2.20
宝天大同	302,000	2.15
楽天証券株式会社	279,000	1.98

(注) 持株比率は、自己株式(34,842株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	川 島 正 博	
取 締 役	後 藤 稔	営業担当
取 締 役	川 辺 保 司	営業担当
取 締 役	中 村 陽 介	職能担当 株式会社カネックス 取締役
取 締 役	郡 司 高 志	兼松株式会社 取締役専務執行役員 兼松トレーディング株式会社 取締役 株式会社兼松K G K 取締役
監 査 役(常勤)	上 原 正 照	株式会社カネックス 監査役
監 査 役	作 山 信 好	兼松株式会社 取締役常務執行役員 兼松エレクトロニクス株式会社 取締役 日本オフィス・システム株式会社 監査役
監 査 役	小 川 莊 平	兼松株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 郡司 高志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 作山 信好、小川 莊平の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外監査役 小川 莊平氏を東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

該当する事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	支給額(年額)	株主総会で定めた報酬限度額
取 締 役	4 名	26百万円	月額10百万円以内(平成4年6月26日第60回定時株主総会決議)
監 査 役	1 名	10百万円	月額3百万円以内(平成6年6月29日第62回定時株主総会決議)
合 計	5 名	37百万円	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額21百万円を支払っております。
2. 社外取締役には報酬を支払っておりません。
3. 社外監査役には報酬を支払っておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①社外取締役の他の法人等の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職先の状況	地位
郡司 高志	兼 松 株 式 会 社	取 締 役 専 務 執 行 役 員
	兼 松 ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	取 締 役
	株 式 会 社 兼 松 K G K	取 締 役

(注) 当社と社外取締役が取締役を兼任している各会社との間には重要な取引関係はありません。

②社外監査役の他の法人等の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職の状況	地位
作山信好	兼 松 株 式 会 社	取 締 役 常 務 執 行 役 員
	兼 松 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	取 締 役
	日 本 オ フ ィ ス ・ シ ス テ ム 株 式 会 社	監 査 役
小川 荘平	兼 松 株 式 会 社	監 査 役

(注) 当社と各社外監査役が取締役または監査役を兼任している各会社との間には重要な取引関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	郡 司 高 志	当期に開催した取締役会14回中11回に出席し、経営執行全般において議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	作 山 信 好	当期に開催した取締役会14回中12回、監査役会11回中11回にすべて出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行いました。また監査役会において、当社の会計処理やコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行いました。
社外監査役	小 川 莊 平	当期に開催した取締役会14回中10回、監査役会11回中11回にすべて出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行いました。また監査役会において、当社の会計処理やコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行いました。

④責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	15百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

- (注) 1. 金額については、会計監査人との契約において会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分することが出来ないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況の概要

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり定める。

<業務運営の基本方針>

当社は、「健康と豊かさを求めて」を企業理念として「健康・快適・環境」をテーマとした生活関連専門商社として継続的に社会に貢献する企業を目指す。

また、企業として適法性を確保し社会的責任を果たすとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、継続的・安定的な利益配分を行い、一方で内部留保の充実に努めることにより企業価値を高め、社会・市場から評価される企業を目指し、株主の皆様に応えることを基本方針とする。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の法令遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ② 「コンプライアンスマニュアル」を整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、役員から全従業員までに周知徹底する。
- ③ コンプライアンス委員会委員長などに直接報告・相談できる「ホットライン制度」を導入する。
- ④ 法令遵守のみならず、モラルを徹底すべく、継続的な教育研修の充実に努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本社にて備え置くことを定める。
- ② 「財務経理規定」および「帳簿等の保存期間細則」において会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書取扱業務の効率運営を図ることを目的とする。
- ③ 当該「財務経理規定」および「帳簿等の保存期間細則」は、経理部長が運用に関する責任を負い、取締役の職務の執行において、必要と判断される文書については適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」「組織・業務分掌規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定やガイドラインを制定、研修等を通じて周知徹底を図る。

また、必要に応じ社内横断的な委員会を設置し、リスクのコントロールを行う。

業務上発生し得る個々のリスクへの対応は次のとおり。

- ① 為替、金利、商品市況などの相場リスク
「財務経理規定」および「職務権限規定」に基づき社内組織単位毎に年度の枠を設定し、その枠の中で厳格に運営、管理する。
- ② 信用リスク
「審査法務規定」および「審査法務規定施行細則」に基づき、取引先の財務データやその他の情報を基に、取引先毎に信用格付けを付与し、当該信用格付けに応じた与信限度額を設定する。
通常の取引から生ずる取引与信の他、融資、保証行為によって発生する与信の総額がこの限度内に収まるよう運営することで、信用リスクをコントロールする。

- ③投資リスク
「職務権限規定」に基づき、投資におけるリターンとリスクのバランスを見極め投資リスクをコントロールする。
- ④商品リスク
新商品取扱いについては、「新規商材取扱承認委員会」を開催し、リスクに関する情報の把握とコントロールを行う。商品の在庫年齢・評価等のリスクについては「在庫管理委員会」にて定期的に集中管理する。
また、商品クレームについては、クレーム発生報告書、クレーム処理状況報告書、クレーム処理終了報告書の提出を義務付け、適正な対応と今後の発生防止に努める。
- ⑤法的規制に係るリスク
「コンプライアンス委員会」を設置、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、コンプライアンス体制を整備し、役員・従業員が法令遵守し、また法的規制の新設、改定にも即応するよう努める。
- ⑥オペレーショナルリスク（不正防止）
内部牽制機能を強化すべく、フロント業務とバック機能の分離を目的として、受渡し以降の全ての起票行為を業務管理部営業経理課にて行うものとし、誤計上やルール違反、不正を防止する体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規定」を定め、定例取締役会を最低1ヶ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ②会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。
- ③取締役で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務執行の指揮、指導にあたる。
- ④重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、取締役会決裁事項については、経営会議において事前審議する。
- ⑤業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑥会計記録の適正を期するとともに、経営の合理化、能率化および業務の適正な遂行を図ることを目的として、「内部監査規定」を定め内部監査チームによる内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、子会社管理規定に定める「子会社管理に関する職務権限表」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。
- ②原則月1回、当社グループのトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について内部監査を実施する。

- ④当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度毎の業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥当社グループは、当社の「コンプライアンスマニュアル」に準じて行動することとし、その役職員に周知徹底する。またコンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役より要請があれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告する。
- ②コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1ヶ月に一度以上、重要事項については都度、報告する。
- ③取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、職能担当を中心とし、案件毎に編成した内部監査チームが行う監査について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ②監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。

- ③監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①コンプライアンス管理について

当社は、法令またはコンプライアンスマニュアル等に違反する、またその恐れがある場合にコンプライアンス委員会を開催しております。当期においては、該当する事項が有りませんでしたのでコンプライアンス委員会は開催しておりません。なお当社は、コンプライマニユアルを全役職者に配布するとともに社内イントラネットに掲載しており、周知徹底を図っております。

②内部統制システムの運用について

当社は、内部統制の基本方針に従って活動を行い、各部門の業務プロセスは適正に遂行されていることを評価・検証いたしました。

③取締役職務遂行状況について

当社は、定例取締役会を最低1か月に1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催しており、当期においては合計で14回開催いたしました。また重要案件の決裁スピードアップと審議の高度化を目的とし、取締役で構成される経営会議を45回開催いたしました。

④監査役の実効性の確保について

監査役は、全ての取締役会、経営会議に出席し、また、その他重要会議、各委員会へ適宜出席しました。取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告を行いました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけており、内部留保の充実を図りながら、経営成績及び財政状態を勘案した成果配分として、継続的かつ安定的に利益配分を行うことを基本方針としております。

当社は、本年1月27日開催の臨時株主総会決議により、準備金の取り崩しを行いました。また、当期利益の積上げもあり、当期末で利益剰余金はプラスへ転換しましたが、未だ利益剰余金の蓄積は十分ではないため、当期末の配当に関しましては見送りとさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,667,421	流動負債	3,120,099
現金及び預金	739,694	支払手形	1,206,843
受取手形	1,053,962	電子記録債務	245,606
電子記録債権	266,572	買掛金	444,818
売掛金	952,707	短期借入金	1,000,000
商品	642,257	1年内返済長期借入金	8,700
前払費用	10,922	リース債務	10,691
その他	16,497	未払金	74,750
貸倒引当金	△15,193	未払費用	6,060
固定資産	904,192	未払法人税等	28,895
有形固定資産	599,981	未払消費税等	46,076
建物	103,330	賞与引当金	18,400
構築物	2,400	その他	29,257
機械及び装置	41	固定負債	248,319
車両運搬具	25	リース債務	23,848
工具、器具及び備品	877	繰延税金負債	8,966
土地	458,765	繰延税金に係る負債	136,940
リース資産	34,540	その他	78,563
無形固定資産	5,893	負債合計	3,368,419
電話加入権	3,395	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,497	資本金	703,310
投資その他の資産	298,317	利益剰余金	97,268
投資有価証券	109,246	その他利益剰余金	97,268
関係会社株式	124,283	繰越利益剰余金	97,268
出資金	2,717	自己株式	△2,634
長期前払費用	131	株主資本合計	797,944
その他	63,079	その他有価証券	84,994
貸倒引当金	△1,142	評価差額金	△1,489
資産合計	4,571,613	繰延ヘッジ損益	321,743
		土地再評価差額金	
		評価・換算差額等合計	405,249
		純資産合計	1,203,194
		負債・純資産合計	4,571,613

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,890,194
売上原価		8,251,206
売上総利益		638,988
販売費及び一般管理費		478,053
営業利益		160,934
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,767	
受取賃貸料	13,800	
その他	1	22,569
営業外費用		
支払利息	44,047	
賃貸収入原価	12,425	
その他	578	57,050
経常利益		126,453
特別利益		
関係会社株式売却益	47,875	47,875
特別損失		
関係会社株式評価損	6,916	6,916
税引前当期純利益		167,412
法人税、住民税及び事業税		23,100
法人税等調整額		—
当期純利益		144,312

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自 己 株 式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
当期首残高	703,310	138,353	-	138,353	93,300	△278,696	△185,396	△2,607	653,659
当事業年度中の 変動額									
当期純利益						144,312	144,312		144,312
資本準備金の取崩		△138,353	138,353	-					-
資本剰余金から利益 剰余金への振替			△138,353	△138,353		138,353	138,353		-
利益準備金の取崩					△93,300	93,300	-		-
自己株式の取得								△26	△26
株主資本以外の項目 の当事業年度中の 変動額 (純額)									
当事業年度中の 変動額の合計	-	△138,353	-	△138,353	△93,300	375,965	282,665	△26	144,285
当期末残高	703,310	-	-	-	-	97,268	97,268	△2,634	797,944

	評価・換算差額等				純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	96,007	△28,891	321,743	388,860	1,042,520
当事業年度中の 変動額					
当期純利益					144,312
資本準備金の取崩					-
資本剰余金から利益 剰余金への振替					-
利益準備金の取崩					-
自己株式の取得					△26
株主資本以外の項目 の当事業年度中の 変動額 (純額)	△11,013	27,402	-	16,388	16,388
当事業年度中の 変動額の合計	△11,013	27,402	-	16,388	160,674
当期末残高	84,994	△1,489	321,743	405,249	1,203,194

【個別注記表】

重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - ①子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法
デリバティブ……………時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法
商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物……………定額法（主な耐用年数8年～45年）
建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物以外……………定率法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。）
 - (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………従業員の賞与金の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。
6. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
為替予約取引は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理を行っております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段)
為替予約取引
(ヘッジ対象)
輸出入取引により生じる外貨建金銭債権債務
 - (3) ヘッジ方針
為替リスクの低減のため、対象債権債務および成約高の範囲内でヘッジを行っております。
 - (4) ヘッジの有効性評価の方法
為替予約は振当処理しております。

- (5) その他リスク管理方法の内ヘッジ会計に係るもの
 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。
7. 消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
 これによる計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	55,098千円
建物	91,314千円
土地	458,765千円
計	605,179千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	-千円
1年内返済長期借入金	-千円
長期借入金	-千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 511,774千円
 3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 短期金銭債権 12,572千円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額と第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額を勘案し算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

損益計算書に関する注記

関係会社に係る注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

仕入高	5,663千円
販売費及び一般管理費	19,064千円
受取賃貸料	13,800千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	14,066,208
自己株式 普通株式	34,842

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(千円)
貸倒引当金	5,056
賞与引当金	5,536
未払事業税	2,835
未払リベート	2,546
資産除去債務	1,323
有価証券評価損	3,422
棚卸資産評価損	2,775
関係会社株式評価損	2,064
未払事業所税	229
繰延ヘッジ損失	448
繰越欠損金	24,232
計	50,471
評価性引当額	△50,471
繰延税金資産計	—
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	8,966
繰延税金負債計	8,966

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクは、審査法務規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全てその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）につきましても、経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	739,694	739,694	—
(2) 受取手形	1,051,868	1,051,868	—
(3) 電子記録債権	266,043	266,043	—
(4) 売掛金	940,170	940,170	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	51,786	51,786	—
(6) 関係会社株式 その他有価証券	121,200	121,200	—
(7) 支払手形	(1,206,843)	(1,206,843)	—
(8) 電子記録債務	(245,606)	(245,606)	—
(9) 買掛金	(444,818)	(444,818)	—
(10) 短期借入金	(1,000,000)	(1,000,000)	—
(11) 長期借入金	(8,700)	(8,700)	—
(12) デリバティブ取引	(1,489)	(1,489)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、ならびに(4) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、ならびに(4) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。
- (5) 投資有価証券(その他有価証券)、ならびに(6) 関係会社株式(その他有価証券)
これらの時価については、取引所の価格によっております。
- (7) 支払手形、(8) 電子記録債務、(9) 買掛金、ならびに(10) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (11) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には流動負債の1年内返済長期借入金(貸借対照表計上額8,700千円)を含んでおります。
- (12) デリバティブ取引
デリバティブの時価については、金融機関の時価評価額等によっております。

(注2) 非上場株式(投資有価証券(その他有価証券) 貸借対照表計上額57,460千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため「(5) 投資有価証券(その他有価証券)」には含めておりません。
また、非上場株式(関係会社株式(子会社株式) 貸借対照表計上額3,083千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため時価評価の対象にはしておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、兵庫県において賃貸用の建物および構築物（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
552,481	485,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

但し、第三者からの取得時から一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 備カネックス	(所有) 直接 100%	有形固定資産の賃貸、商品の保管・配送 役員の兼任	賃貸収入	(千円) 13,800	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

上記の取引については、市場価格、総原価を勘案し、毎期価格交渉の上決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 85円75銭

1株当たり当期純利益 10円28銭

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

カネヨウ株式会社
取締役会 御中

平成29年5月19日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネヨウ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する為に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

カネヨウ株式会社 監査役会

常勤監査役 上原正照 ㊟

社外監査役 作山信好 ㊟

社外監査役 小川莊平 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

①取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動性のある経営体制を構築すること、また剰余金の配当等を取締役会で決められるようにするため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

②「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう変更するものであります。定款第28条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (任 期) 第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(2) 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第4章 取締役および取締役会 (任 期) 第21条 取締役の任期は、 <u>選任後1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、<u>当該取締役</u>の同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、<u>当該監査役</u>の同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(新設)</p> <p><u>(期末配当および基準日)</u> 第40条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p><u>(中間配当および基準日)</u> 第41条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p><u>(期末配当金等の除斥期間)</u> 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。 (2) 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当等の基準日)</u> 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 (3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第42条 (現行どおり) (2) 未払の配当金には利息をつけない。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、取締役の任期は1年に短縮されます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	川島正博 (昭和26年1月19日)	昭和50年4月 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）入社 平成10年4月 同社スポーツカジュアル部部長 平成11年10月 兼松繊維株式会社へ転籍 平成14年6月 同社取締役経営統括室室長 平成17年6月 当社代表取締役社長就任 平成19年6月 兼松繊維株式会社代表取締役社長就任 平成21年3月 同社取締役副会長就任 平成25年6月 当社代表取締役社長就任 現在に至る	14,000株
	選任理由 川島正博氏は、平成25年6月より当社代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験と見識等を有し、当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であることから、引続き取締役候補者といたしました。		
2	川辺保司 (昭和31年4月7日)	昭和54年4月 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）入社 平成11年7月 当社入社 第四事業部東京リビング部部長 平成21年10月 当社東京営業部部長 平成23年4月 当社営業担当役員補佐兼東京営業部部長 平成25年6月 当社取締役営業担当就任 現在に至る	11,000株
	選任理由 川辺保司氏は、当社営業・商品にかかる豊富な経験と見識等を有し、当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であることから、引続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	中村陽介 (昭和45年1月7日)	平成5年4月 兼松株式会社入社 平成16年11月 兼松米国会社 ニューヨーク本店管理部長 平成21年1月 兼松株式会社東京本社 関連事業部 平成22年10月 同社東京本社 企画部経営企画室副室長 平成25年7月 同社東京本社 審査部与信企画課課長 平成27年6月 当社取締役就任 職能担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社カネックス取締役	3,000株
	選任理由 中村陽介氏は、企画・審査・財務にかかる豊富な経験と見識等を有し、当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であることから、引続き取締役候補者といたしました。平成27年6月より職能担当として取締役を務めております。		
4	郡司高志 (昭和33年7月20日)	昭和57年4月 兼松江商株式会社(現兼松株式会社)入社 平成22年6月 同社取締役就任 鉄鋼部門担当 平成25年6月 同社常務取締役就任 鉄鋼・素材・プラント部門担当 平成26年6月 同社取締役、専務執行役員 鉄鋼・素材・プラント部門長 平成27年4月 同社取締役、専務執行役員 鉄鋼・素材・プラント部門長 人事総務担当 平成27年6月 当社取締役就任 現在に至る (当社社外取締役在任期間) 2年 (重要な兼職の状況) 兼松株式会社専務執行役員 兼松トレーディング株式会社取締役 株式会社兼松K G K取締役	—
	選任理由 郡司高志氏は、長年培ってきた豊富なビジネス経験と幅広い見識等を有し、社外取締役として有益な助言を期待できることから、引続き取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 郡司高志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、郡司高志氏との間で取締役就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 ※	大田 幸一 (昭和31年5月8日)	昭和58年11月 兼松羊毛工業株式会社（現カネヨウ株式会社）入社 平成19年4月 当社人事総務部部长 平成21年6月 当社人事総務部部长兼業務管理部部长 平成26年4月 当社職能担当役員補佐兼人事総務部部长兼業務管理部部长 平成28年5月 当社人事総務部 現在に至る	8,000株
	選任理由 大田幸一氏は、当社の人事総務・業務管理業務等に長年従事し、当社監査役として相応しい経験と能力を有することから、監査役候補者といたしました。		
2	小川 莊平 (昭和36年4月26日)	昭和59年4月 農林中央金庫入庫 平成15年12月 同金庫青森支店長 平成19年9月 同金庫総合企画部副部长兼グループ戦略室長 平成21年4月 同金庫総合企画部主任考査役 平成23年7月 同金庫JASTEM新システム対策部長 平成25年6月 同金庫業務監査部部长兼主任業務監査役 平成27年6月 兼松株式会社監査役就任 当社監査役就任 現在に至る (当社社外監査役在任期間) 2年 (重要な兼職の状況) 兼松株式会社監査役	—
	選任理由 小川莊平氏は、豊富なビジネス経験と幅広い見識等を有し、社外監査役として適切な監査機能を期待できることから、監査役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 ※	石井周二 (昭和45年12月4日)	平成6年4月 兼松株式会社 東京産業電子機器部入社 平成16年8月 兼松米国会社 シリコンバレー支店 部長 平成23年4月 兼松コミュニケーションズ株式会社 シニアマネージャー 平成27年11月 兼松株式会社 企画部 経営企画室 副室長 現在に至る	—
	選任理由 石井周二氏は、豊富なビジネス経験と幅広い見識等を有し、社外監査役として適切な監査機能を期待できることから、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 小川荘平、石井周二の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、小川荘平氏との間で監査役就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。石井周二氏との間で監査役就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。大田幸一氏の選任が承認可決された場合、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役として山根睦弘氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、山根睦弘氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やまねむひろ 山根睦弘 (昭和40年11月13日)	平成13年10月 弁護士登録 平成19年10月 米田総合法律事務所入所 現在に至る	—
選任理由 山根睦弘氏は、弁護士としての豊富な実務経験と幅広い見識等を有し、社外監査役として適切な監査機能を期待できることから、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山根睦弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、山根睦弘氏との間で監査役就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以上

